



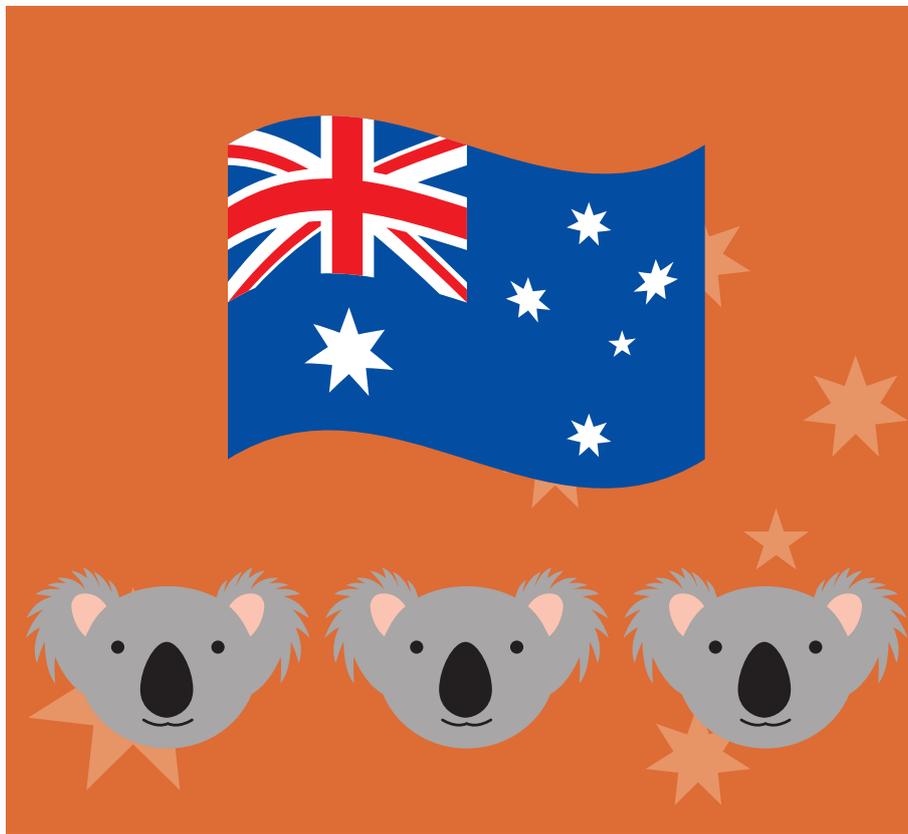
投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日：2024年3月16日

YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド

追加型投信 / 海外 / 資産複合

愛称：**トリプル維新**
(リアルオージー)



委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

ワイエムアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第44号

ホームページ <http://www.ymam.co.jp/>

お問い合わせ **083-223-7124** (営業日の9:00~17:00)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 投資信託証券)))	年4回	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名 ワイエムアセットマネジメント株式会社
 設 立 年 月 日 2016年1月4日
 資 本 金 2億円
 運用する投資信託財産の
 合 計 純 資 産 総 額 333億51百万円
 (2023年12月末現在)

- 本書により行なう「YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2023年9月15日に関東財務局長に提出しており、2023年9月16日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

オーストラリアのリアルアセット関連有価証券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

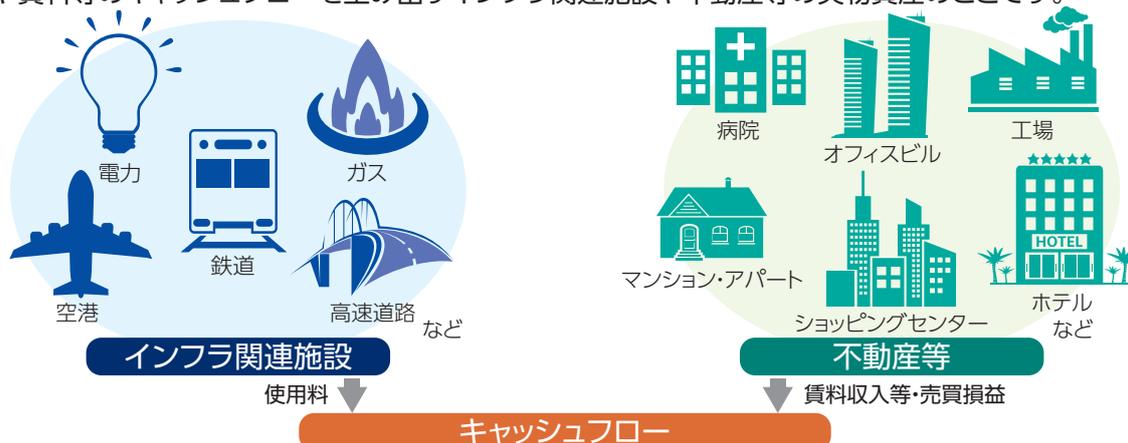


投資信託証券への投資を通じて、主としてオーストラリアのリアルアセット関連有価証券に投資します。

※ニュージーランドのリアルアセット関連有価証券にも投資します。

リアルアセットとは

使用料や賃料等のキャッシュフローを生み出すインフラ関連施設や不動産等の実物資産のことです。



リアルアセット関連有価証券の特徴

リアルアセットは特定産業・顧客に依存することのない、生活に密着した資産であるため、一定の需要が見込まれ、安定した収益基盤を持っていると考えられます。

リアルアセット関連有価証券は、国債等よりも相対的に高い利回りが期待できます。

上記はリアルアセット関連有価証券の一般的な特徴であり、必ずしもあてはまるわけではありません。

●リアルアセット関連有価証券とは、以下の有価証券をさします。

- ・リート(不動産投資信託)
- ・上場インフラファンド
- ・リアルアセットを保有または運営する企業の株式
 - ※インフラファンドとは、インフラ関連施設を保有または運営するファンドをいいます。
 - ※株式にはDR(預託証券)を含みます。

*インフラ：インフラストラクチャーの略で、道路、橋梁、鉄道路線、上下水道、電気、ガス、電話など生活や経済発展のために必要不可欠な社会基盤をさします。

*DR：Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

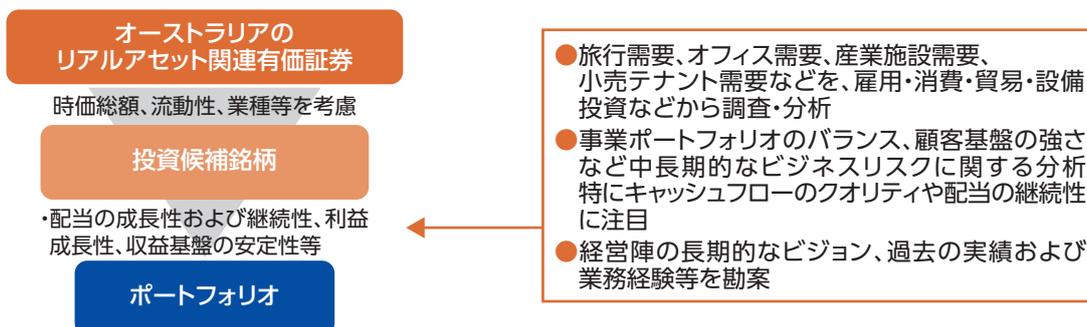
ファンドの目的・特色



配当の成長性および継続性、利益成長性、収益基盤の安定性等に着目し、ポートフォリオを構築します。

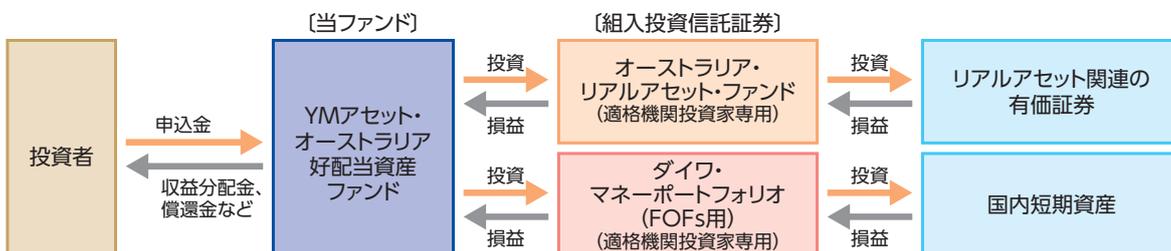
- 為替ヘッジを行なわないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針を基本とします。
 - ・ 時価総額、流動性、業種等を考慮し、投資候補銘柄を選定します。
 - ・ 配当の成長性および継続性、利益成長性、収益基盤の安定性等に着目し、ポートフォリオを構築します。
 - ・ リアルアセットならではの特性(地理的優位性、参入障壁の高さなど)にも着目します。

ポートフォリオ構築のイメージ



ファンドのしくみ

当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



- 組入投資信託証券の運用については、大和アセットマネジメント株式会社が行ないます。
 - ・ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態では「オーストラリア・リアルアセット・ファンド(適格機関投資家専用)」への投資割合を高位に維持することを基本とします。
 - ・ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.~2.の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。



毎年3, 6, 9, 12月の各20日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(分配方針)

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 原則として、継続した分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
 - ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
 - ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

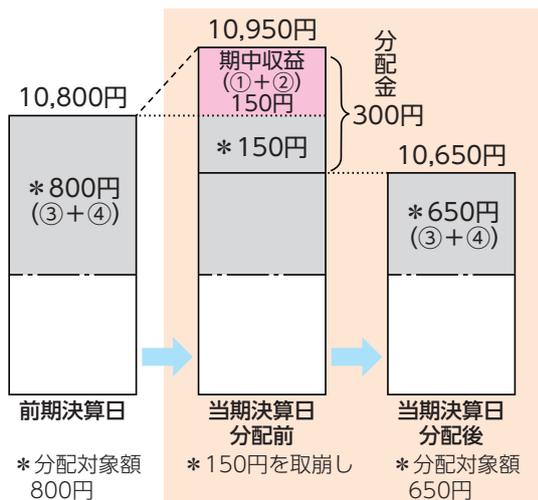
投資信託で分配金が支払われるイメージ



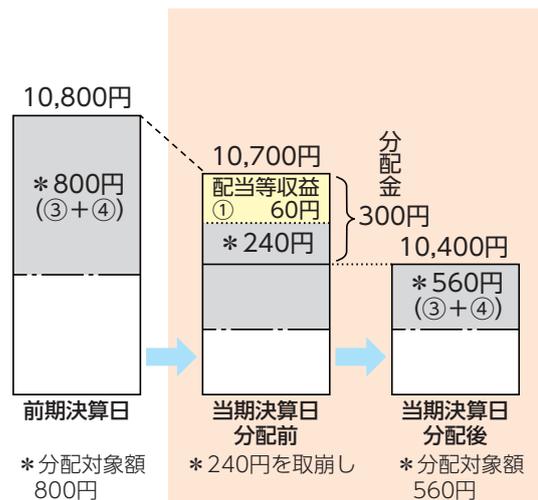
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

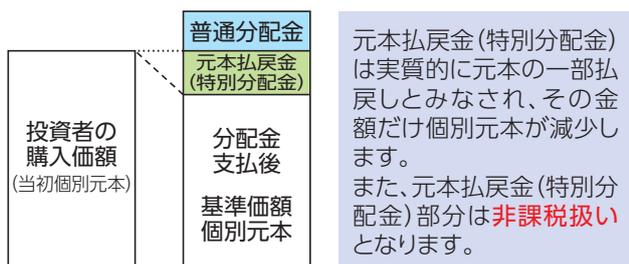


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

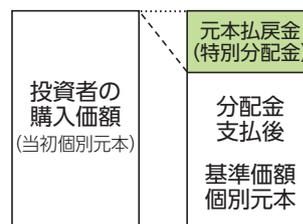
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

1.オーストラリア・リアルアセット・ファンド(適格機関投資家専用)

投資先ファンドの名称	オーストラリア・リアルアセット・ファンド(適格機関投資家専用)
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資方針	オーストラリアのリアルアセット関連有価証券に投資することにより、信託財産の成長をめざします。なお、リアルアセット関連有価証券とは、以下の有価証券をいいます。 イ) リート ロ) 上場インフラファンド ハ) リアルアセットを保有または運営する企業の株式 ※1 「リアルアセット」とは、使用料や賃料等のキャッシュフローを生み出すインフラ関連施設や不動産等の実物資産をさします。 ※2 ニュージーランドのリアルアセット関連有価証券にも投資することがあります。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

2.ダイワ・マネーポートフォリオ(FOFs用)(適格機関投資家専用)

投資先ファンドの名称	ダイワ・マネーポートフォリオ(FOFs用)(適格機関投資家専用)
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主な投資方針	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

大和アセットマネジメント株式会社について

概要	大和アセットマネジメントは1959年に設立された大和証券グループの資産運用会社であり、わが国でトップクラスの規模の資産を運用しています。
資産運用残高	27兆4,682億円
拠点数	世界5拠点(東京、米国(ニューヨーク、シリコンバレー)、英国、シンガポール)
役員数	680名

※2023年12月末時点。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
リアルアセット関連有価証券の価格変動	リアルアセット関連有価証券の価格は、市況の変動、設備の稼働状況、リアルアセット関連有価証券の収益や財務内容の変動、リアルアセット関連有価証券に関する法制度の変更等の影響を受けます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

投資リスク

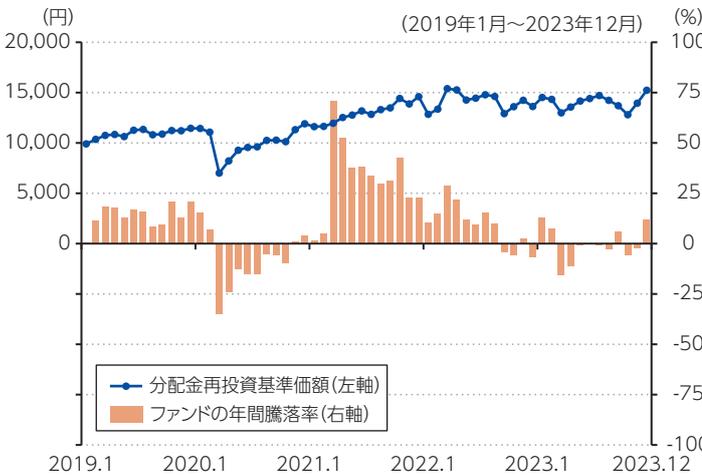
参考情報

● 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

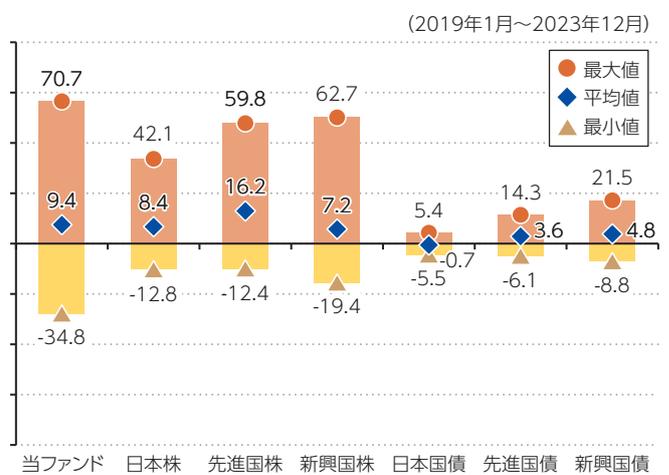
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル・ディバースファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

●YMアセット・オーストラリア好配当資産ファンド

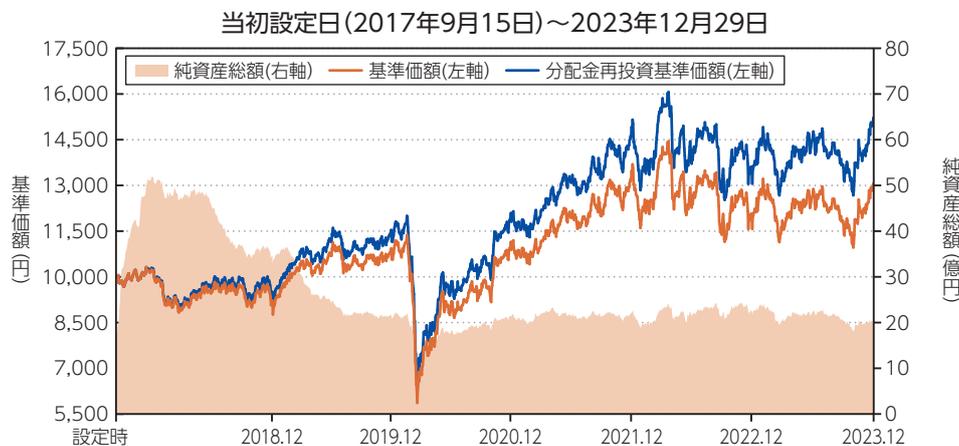
2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■基準価額・純資産の推移

基準価額	13,070円
純資産総額	20億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	+9.2%
3カ月間	+11.2%
6カ月間	+5.7%
1年間	+11.8%
3年間	+28.0%
5年間	+60.8%
年初来	+11.8%
設定来	+52.3%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額:400円 設定来分配金合計額:1,660円

決算期	第16期 21年9月	第17期 21年12月	第18期 22年3月	第19期 22年6月	第20期 22年9月	第21期 22年12月	第22期 23年3月	第23期 23年6月	第24期 23年9月	第25期 23年12月
分配金	60円	60円	60円	60円	60円	60円	100円	100円	100円	100円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■主要な資産の状況

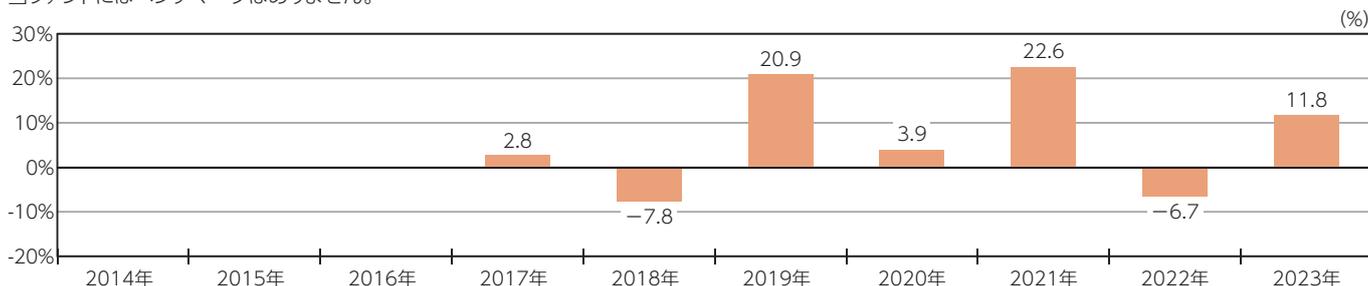
※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
大和アセットマネジメント	オーストラリア・リアルアセット・ファンド	99.0%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーポートフォリオ(FOFs用)	0.053%
合計		99.0%

※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

■年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

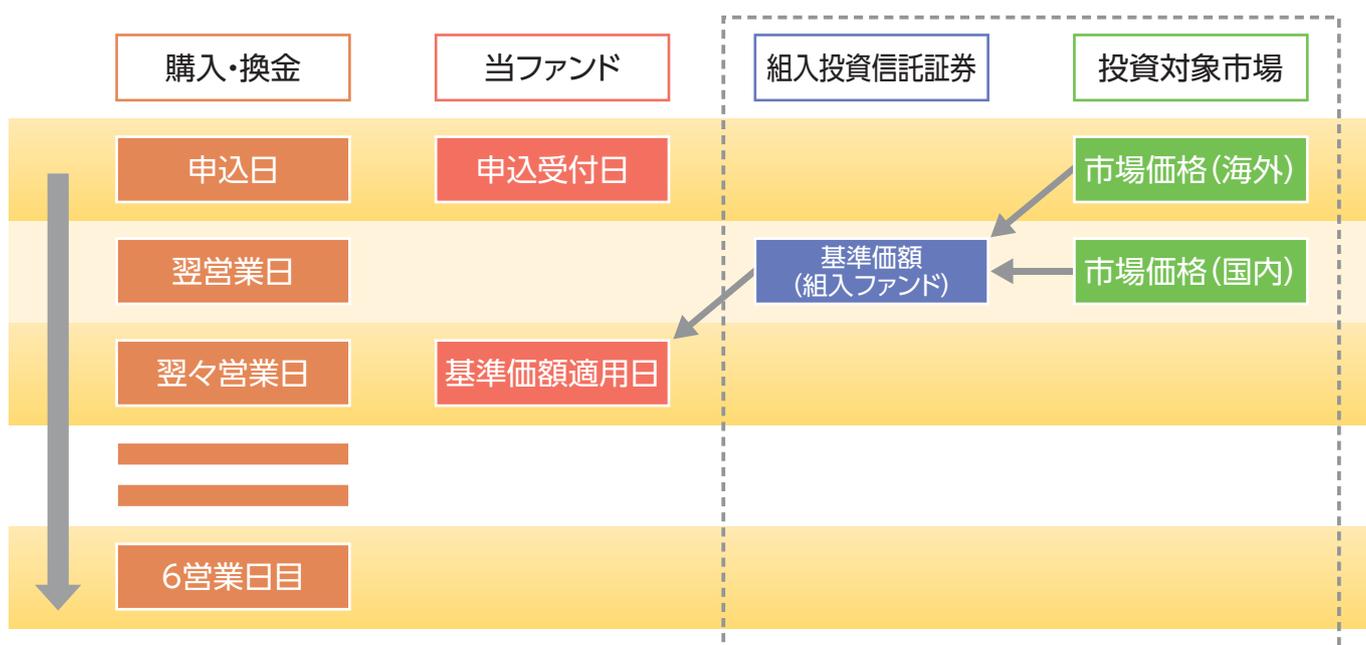
※2017年は設定日(9月15日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

追加的記載事項

基準価額算出日および換金代金の支払日について

- 一般的な投資信託の基準価額は、当日のわが国の市場価格に基づいて計算されます。(海外の有価証券については、時差の関係から前日の市場価格等取得可能な直近の価格に基づいて計算されます。)
- 当ファンドの基準価額は、組入投資信託証券*の前営業日の基準価額に基づき算出されます。このため、株式、公社債等の有価証券の価格が当ファンドの基準価額に反映されるのは、一般的な投資信託と比較して1営業日遅れることとなります。
- 当ファンドの購入、換金を行なう場合、上記理由により、申込受付日の翌々営業日の基準価額による設定、解約とし、一般的な投資信託と比較して有価証券の価格が1営業日遅れて反映されることに対応しています。
- なお、換金代金については、原則として換金の申込受付日から起算して6営業日以降にお支払いします。



*マザーファンドおよび外国籍の投資信託証券を除きます。マザーファンドについては、計算日の基準価額、また、外国籍の投資信託証券については、計算時において知りうる直近の日の基準価額となります。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	①オーストラリア証券取引所の休業日と同じ日付の日 ②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせください。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	2023年9月16日から2024年9月13日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	2017年9月15日
換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	2017年9月15日から2044年9月20日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年3、6、9、12月の各20日(休業日の場合、翌営業日)
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なることがありますので、販売会社にお問合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.ymam.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎年6月および12月の計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。 ※2023年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉2.2% (税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.9625% (税抜0.8750%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.35%
	販売会社	年率0.50%
	受託会社	年率0.025%
投資対象とする 投資信託証券(注2)	年率0.5665% (税込)	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用	年率1.529% (税込) 程度	
その他の費用・ 手数料	(注3)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税等を乗じた額がかかります。

(注2)ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

(注3)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計金額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認することをお勧めします。